○名古屋市空き缶等の散乱の防止に関する条例

平成11年3月29日 条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等の散乱の防止について、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶等の投棄の禁止その他の必要な事項を定めることにより、生活環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き缶等 缶、びん、ペットボトルその他の飲料の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物
 - (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者 (市の責務)
- 第3条 市は、この条例の目的を達成するため、空き缶等の散乱の防止に関する施策を策定 し、これを実施するものとする。
- 2 市は、事業者及び市民等に対して、空き缶等の散乱の防止に関する意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、事業所及びその周辺において空き缶等の散乱の防止に努めなければならない。
- 2 事業者のうち、飲料、たばこその他ごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、消費者に対して、空き缶等の散乱の防止に関する意識の啓発に努めなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

- 第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適切な回収容器(空き 缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。) に収納しなければならない。
- 2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第6条 何人も、道路、広場、公園、河川、港湾その他の公共の用に供する場所(以下「公 共の場所」という。)に空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(回収容器の設置及び管理)

- 第7条 自動販売機により飲料を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
- 2 前項の規定により回収容器を設置した者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

(印刷物等の回収及び処理)

第8条 公共の場所において、印刷物その他のもの(以下「印刷物等」という。)を市民等に配布した者は、その配布した場所に当該印刷物等が散乱した場合は、直ちにこれを回収し、適正に処理しなければならない。

(美化推進重点区域の指定)

第9条 市長は、街の美化を推進するため、重点的に空き缶等の散乱を防止する必要がある と認める区域を美化推進重点区域に指定することができる。

(施策の重点実施)

第10条 市長は、美化推進重点区域において、空き缶等の散乱の防止に関する施策を重点 的に実施するものとする。

(関係機関等への要請)

第11条 市長は、公共の場所に空き缶等が捨てられ、市民の快適な生活環境が損なわれていると認めるときは、当該公共の場所の管理者に対して、空き缶等の回収その他空き缶等の散乱を防止するために必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

(勧告)

- 第12条 市長は、第6条の規定に違反して空き缶等を捨てた者に対し、当該空き缶等の回収その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、自動販売機により飲料を販売する者が第7条第1項の規定に違反していると認 めるときは、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告することができ る。

(命令)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による命令を受けた者(第7条第1項の規定に違反した者に限る。)が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(罰則)

第15条 第13条の規定による命令を受けた者(美化推進重点区域内において第6条の規定に違反した者に限る。)が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、3万円以下の罰金に処する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第12条から第15条までの規定は、平成11年10月1日から施行する。